

様式第 3 号 (第 8 条関係)

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
事務局	開 会
事務局	それでは、次第に基づきまして、初めに、委嘱状の交付を執り行いたいと存じます。ご自分の順番になりましたら、恐縮ではございますが、その場にご起立をお願いします。
市長	(各委員に委嘱状交付)
国保年金課長	<p>会長及び副会長の選出に移りたいと存じます。新たな委員の委嘱に伴い、会長及び副会長が不在でございますので、選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきたいと存じます。私は、国保年金課長の尾島と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会長、副会長の選出にあたりましては、「国民健康保険法施行令」第 5 条によりまして、第 3 号委員の公益代表委員の中から選出することとなっております。お手元の資料「委員名簿」をご覧ください。資料の中の第 3 号委員の中から選出することになります。</p> <p>つきましては、本日の会議前に第 3 号委員の方々にお集まりいただき、会長候補者、副会長候補者のご協議をいただきました。</p> <p>それでは、第 3 号委員を代表し、黒川委員から協議結果をご報告いただきたいと思います。</p>
黒川委員	<p>それでは先ほど行われました協議の結果をご報告させていただきます。</p> <p>会長候補は、小林 一彦 委員 副会長候補は、岡田 輝彦 委員でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>ご報告がございました。</p> <p>皆様、ご異議ございますでしょうか。</p>
各委員	(多くの委員から「異議なし」との声あり。)
国保年金課長	<p>それでは、小林会長、岡田副会長には前の席にお移りいただければと存じます。</p> <p>ただいま会長、副会長が互選により決定いたしましたので、ここで会長に就任なされました小林会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
小林会長	(会長あいさつ)
事務局	続きまして、岡田副会長、よろしくお願いいたします。
岡田副会長	(副会長あいさつ)

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
事務局	続きます、市長からごあいさつを申し上げます。
市長	(市長あいさつ)
事務局	それでは、市長から加須市国民健康保険事業の賦課方法について、本協議会あてに諮問したいと存じます。
市長	(市長 諮問書を読み上げて、会長に手渡し) ※諮問後、市長は所用につき退席
事務局	(資料確認) (事務局紹介) (諮問書(写)の配付)
事務局	それでは、本日の議事に移りたいと存じます。以後の進行につきましては、「加須市国民健康保険に関する規則」第6条第2項の規定により、小林会長にお願いします。
小林会長	それでは、次第に基づきまして進行させていただきます。 まず、「加須市国民健康保険に関する規則」第8条の規定によりまして、署名委員を2名指名いたします。 平井 敏子 委員 宮下 克美 委員 よろしゅうございますか。
平井委員及び宮下委員	はい。
小林会長	よろしくお願いいいたします。 次に、議事の(1)令和5年度国民健康保険事業の賦課方法についてを議題といたします。なお、本件につきましては、本日ご審議をいただき、次回の会議で答申をしていきたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。
各委員	(多くの委員から「はい」と言う声あり。)
小林会長	ありがとうございます。それでは事務局から説明をお願いいたします。
国保年金課長	皆さま、こんにちは。国保年金課長の尾島でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、令和5年度の国民健康保険税の課税方法について、ご説明申し上げます。 まず、国民健康保険税の税率等の改正につきましては、この国民健康保険運営協議会におきまして、市長からの諮問に基づきご審議を賜り、後日、答申を賜ったうえで、市議会における条例改正が議決された後、被保険者の皆様に、新しい税率による国保税のご負担をお願い

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>するところでございます。</p> <p>それでは、本日の協議会資料につきまして、趣旨や要点について、順にご説明申し上げます。</p> <p>まず、資料1の1ページの1基本方針策定の趣旨でございます。国民健康保険は、医療費を加入者が互いに支え合う、公的医療保険であり、本市では、人口の約1/4、世帯数の約1/3が加入しております。しかし、国保制度は、長寿化や医療技術の高度化等に伴い、一人当たりの医療費が増加傾向の中、低所得者層や医療にかかりやすい高齢者が多いことなどにより、財政基盤が脆いという構造的な問題を抱えております。この課題を解決するため、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保を運営する新しい国保制度が施行され、同時に導入された「納付金制度」により県内全市町村による支え合いの仕組みに変更となりました。埼玉県が策定した、「国保運営方針」では、市町村は、納付金及び事業経費を賄うために必要な保険税率を設定すること、赤字を解消すること、さらには、国保税水準の県内統一に向けた進め方が具体的に明記されております。</p> <p>このような中、本市では、国保を健全かつ安定的に運営していくために、引き続き、被保険者からの税負担と一般会計からの法定外繰入金との割合等に配慮しながら、また、保険税水準の統一を推進する県の方針に適切に対応していくため、「令和5年度国民健康保険税改正にあたっての基本方針」を策定するものでございます。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。はじめに、下段の(3)をご覧ください。国保の広域化後の財政の仕組みを表したものでございます。</p> <p>真ん中の紫色の市町村国保から、その下の都道府県に納付金を納めます。県は、各市町村から集めた納付金をプールし、各市町村が支払うべき国保医療費の財源として、毎月、市町村に交付金を渡します。</p> <p>上段の(2)にお戻りください。納付金の大きな計算方法とその財源をイメージした図でございます。この納付金を県に納める財源として、本来、主に国保税でまかなうものでございますが、本市では国保税だけでは足りず、一般会計からの支援である法定外繰入金で賄っております。県内の保険税率が準統一される令和9年度以降、国保税と法定の補助金等で賄うことが求められております。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。2国保税設定の基本的な考え方について、ご説明申し上げます。国保の都道府県単位化という制度のもと、県内の被保険者間の負担の公平及び市町村の枠を越えて支え合う医療</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>保険制度を構築していく観点から、保険税水準を統一することが緊急の課題となっております。現在の保険税率が埼玉県全体の標準保険税率よりかなり低い本市は、保険税が急激に増加しないよう計画的に県全体の標準保険税率に近づけていく必要があります。さらに、県の国保運営方針では、納付金及び保健事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定し、目標とする税収を確保し当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させること、また、医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に取り組むこととされております。これらを踏まえ、本市では 被保険者の保険税負担と給付のバランスに配慮しながら、保険税により事業費納付金を賄えるようにしていくため、毎年度保険税率等の見直しを行うとともに、医療費適正化対策を積極的に推進していくものとしております。</p> <p>4 ページをご覧ください。保険税水準統一の進め方でございます。第2期埼玉県国民健康保険運営方針によると、保険税水準の統一は三段階に分けて進めてまいります。第一段階の「納付金ベースの統一」として、令和6年度から納付金の計算過程において、市町村ごとの医療費水準を反映しないほか、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることを目指すものでございます。第二段階の「準統一」として、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することを目指します。そして、最終の第三段階で「完全統一」というものでございます。つまり、令和9年度の準統一までの5年間で、計画的に「標準保険税率」を参考にしながら、税率を改正する必要があるわけでございます。</p> <p>次に、納付金の令和4年度と令和5年度の比較でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ比較が右側に示されておりますが、計にございますとおり4年度と比べまして1億7,037万1千円減っております。減った要因については、本市の被保険者数の減少率が県内平均を上回った、言い換えますと、本市の減少率が県内平均より大きいということでございます。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。加須市の税率の推移と埼玉県標準保険税率の推移の表を上下に並べたものでございます。令和4年度の本市の税率と埼玉県標準保険税率の比較でございます。一番上の表の令和4年度の均等割の合計は44,500円に対し、下の表の令和4年度の埼玉県標準保険税率の均等割の合計は、75,409円でございます。県と比べ、33,909円と大幅に低い状況がご理解できるかと存じます。</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>次に、6 ページの 3 国保事業運営の基本的な考え方について、ご説明申し上げます。本市の国保は、医療にかかりやすい 65 歳から 74 歳までの高齢者の加入割合が高く、また、一人当たりの医療費は、増加傾向にあります。一方、国保財政の根幹である保険税収入については、短期間で大幅な増加を見込むことが困難であり、赤字解消のため、一般会計からの法定外繰入を行うなど、依然として厳しい財政運営が続いており、健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、安定した事業運営に努めていく必要がございます。国保の運営にあたっては、本来、独立採算的な運営が求められていることから、今後、一般会計からの法定外繰入れに極力依存せず、国保会計単独で、収支均衡を図ることを基本とし、次の 5 項目を重点項目とするものがございます。1 つ目が医療費適正化の推進、2 つ目が、保険給付の適正化、3 つ目が、資格適用事務等の適正化、4 つ目が、保険税収納率の向上、5 つ目が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施でございます。なお、一人当たり総医療費について、加須市と県平均の推移のグラフを示しております。この 5 つの具体的な取り組みにつきましては、次の 7 ページの 4 国保事業運営の具体的施策として、記載してございます。(1)医療費適正化の推進につきましては、ご覧の①から④の 4 つに取組んでまいります。8 ページ、(2) 保険給付の適正化につきましては、ご覧の①②の 2 つに取組んでまいります。(3) 資格適用事務等の適正化につきましては、ご覧の①②の 2 つに取組んでまいります。9 ページ、(4) 保険税収納の向上については、ご覧の 5 つに取組んでまいります。(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、「国保データベースシステム」を活用し、高齢者の医療や介護情報を分析し、「後期高齢者の保健事業」「介護予防事業」「国民健康保険の保健事業」を一体的に実施するものがございます。</p> <p>次に、10 ページの 5 国保税設定の基本方針でございます。納付金を賄うために必要な保険税率を設定することを原則としますが、税負担と一般会計からの法定外繰入金とのバランス、あるいは、国保加入者と社会保険加入者との負担のバランス、所得割と均等割の割合などを総合的に勘案し、次の 4 つの考え方にに基づき国保税率等の設定を行うものです。まず、1 つ目の地方税法等に即した改正として、国保税の仕組みどおり、3 本立てとします。賦課方式と税率については、令和 5 年度は、医療給付費分の均等割を 2 万 3,000 円から 4,700 円引き上げ、2 万 7,700 円に、後期高齢者支援金と介護納付金分は据え置くものでござ</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>ざいます。</p> <p>続いて、11 ページの賦課限度額・低所得者に対する軽減割合でございます。まず、賦課限度額の引き上げは、高所得層の負担により、中間所得層の負担軽減を図るものでございまして、法令により基準となる上限が既に令和 4 年度から引き上げられております。本市では、令和 5 年度から、この基準を準用し、医療給付費分を 63 万円から 2 万円引き上げ法定上限の 65 万円に、後期高齢者支援金分を 19 万円から 1 万円引き上げ法定上限の 20 万円とし、介護納付金分は据え置くものでございます。</p> <p>軽減判定所得の基準額につきましては、均等割の軽減措置を受けられる範囲を増やすため、国においては令和 5 年度に引き上げが見込まれますので、本市でも歩調を合わせ、令和 5 年度から適用するものでございます。なお、この基準の改正については、国の動向により今後変わる可能性があることを申し添えます。</p> <p>次に、2 つ目、低所得者に極力配慮した改正として、国保の構造的な課題を踏まえ、低所得者へ過重な負担増とならないよう、極力配慮しながら設定するものでございます。応能割、これは所得割のことでございます。そして応益割、これは均等割のことでございますが、その構成比は、ご覧のとおりでございます。均等割の割合が低いことが見てとれるかと存じます。</p> <p>次に、12 ページ、3 つ目の保険税負担と一般会計繰入金のバランスを考慮した税率設定といたしまして、国保事業の基本に即した事業運営を目指します。</p> <p>次に、4 つ目の国・県における制度改正を踏まえた税率設定として、子育て支援として、小学校入学前のお子さんに係る均等割の軽減の継続や、県内の令和 9 年度における保険税水準の統一を見据え、検討を行うものです。</p> <p>続きまして 13 ページをご覧ください。本市の税率改正の状況でございます。</p> <p>経緯でございますが、平成 30 年度から国保の広域化をきっかけに、それまでの 4 方式から 2 方式に移行しております。その後、令和元年度に後期高齢者支援金分の均等割を見直し、令和 4 年度には医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割を合計で 3,000 円引き上げております。賦課限度額につきましては、法定限度額を目標に段階的に引き上げてきております。</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>次に、14 ページ及び15 ページをご覧ください。これは、今回の改正案の影響について、均等割の軽減を受けない世帯及び軽減を受ける世帯の人数ごとに1世帯当たり、及び1人当たりの影響額を本年11月の加入者の状況をもとに推計したものでございます。</p> <p>15 ページ一番下の表は、均等割の軽減の状況を示したもので、2割、5割、7割いずれかの軽減を受けている人数の合計は、13,926人で全体の52.6%、そのうち7割軽減を受けている人数は、5,906人で全体の22%を占めております。</p> <p>15 ページ真ん中の表の太枠の中の右から4列目の一番下「影響額合計」をご覧ください。約9,040万円が平均の影響額で、1世帯当たり年間で平均5,403円、1人当たり年間で平均3,417円の影響額と見込んでおります。</p> <p>次に、16 ページ及び17 ページをご覧ください。この2ページについては、改正の影響について、世帯モデル別に試算したものでございます。参考に、令和3年度の近隣市の税率で試算したものを表の右側に加えております。モデルは、3つの要素で構成しております。1つ目が世帯人数、2つ目が介護納付金の課税される年齢、40歳～64歳かどうか、3つ目が均等割軽減措置を受けられる収入及び所得かどうかでございます。16 ページの単身世帯を例にとりますと、上から6つ目までが介護納付金を納める必要のないモデル、その下の7つ目から12番目までが介護納付金を納める必要があるモデルでございます。このうち、介護納付金を納める必要のないモデル、一番上でございますが、均等割7割軽減を受けられるモデル、上から2番目が均等割5割軽減を受けられるモデル、上から3番目が均等割軽減を受けられないモデルでございます。このような一定の条件を設定し、2人世帯、4人世帯をそれぞれ試算しております。17 ページ下のこどもがいる4人世帯については、令和4年度から既に未就学児の均等割軽減制度が始まっていることから、こどもの年齢について、未就学児が2人いる場合と、未就学児1人と小学生1人がいるモデルで影響額を試算しております。</p> <p>次に、18 ページが令和4年度決算見込み、19 ページが令和5年度予算予定の全体収支不足額を計算するための資料でございます。</p> <p>19 ページの令和5年度予算予定でございますが、現年課税分の保険税と法定外繰入金を除き、不足額を算出したものでございます。ページ右側の表の一番下、全体収支不足額は、25億4,900万9千円でございます。</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>次の20ページでは、収支不足額の解消案を示したものでございます。全体収支不足額25億4,900万9千円から、令和4年度と同一の税率で試算した場合の保険税額19億3,731万円、さらに、先ほどご説明いたしました令和5年度税率改正により新たに算定した均等割引き上げによる影響額8,169万4千円を除いた5億3,000万5千円が赤字補てんの法定外繰入金となるものでございます。</p> <p>次に、21ページをご覧ください。法定外一般会計繰入金いわゆる「赤字補てん」の推移のグラフでございます。</p> <p>次に、22ページをご覧ください。現在の税率と新税率案との比較で、先ほどもご説明いたしました。</p> <p>次に、23ページが、新税率に基づく令和5年度の予算案でございます。</p> <p>次に、24ページをご覧ください。このページ以降は、参考資料でございます。国保税の主な指標について、県内40市における本市の順位でございます。一番左の1人当たり調定額では、85,838円で高い方から数えて30番目、低い方から数えて11番目でございます。</p> <p>25ページは、赤字補てんの財源となり得る歳入の1人当たりの状況でございます。繰越金は一人当たり3,449円で34位と少なく、一般会計からの法定外繰入、これが県内5位で1人当たり約18,000円です。一般会計からの法定外繰入金に依存している状況を見てとれるかと存じます。また、一人当たりの法定外繰入金の多い市の応益割、均等割は低い傾向にあり、両者に相関関係があることも見てとれるかと存じます。</p> <p>26ページは、65歳から74歳までの前期高齢者の指標などでございます。</p> <p>次に、本日お配りした資料をご説明いたします。</p> <p>まず、A3サイズの資料です。これは、県内40市の令和4年度の国保税率一覧表です。黄色の部分が加須市の税率より高いことを意味しています。また、市の名前の右側の令和4年度税率改正欄に丸がありますが、これは、令和4年度の税率を改正したことを意味しております。熊谷市をはじめ16の市が改正しております。次に、A4サイズ横の資料です。これは、県内の市の令和5年度の国保税率改正の状況です。現時点で判明しているものだけを取り上げています。羽生市など5つの市が市議会の議決済で、川越市など4つの市が議会審議中でございます。羽生市を除き、いずれの市も一般会計から法定外繰入をしている</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>市です。</p> <p>このように、本日お配りした資料からも、県内の他の市でも、令和 9 年度の税率の準統一に向け、動き出していることが読み取れます。</p> <p>長くなりましたが、以上で、今回の基本方針の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
小林会長	<p>事務局より、説明いただきました。何かご意見、ご質疑があるようでしたらお願いいたします。</p>
河野委員	<p>これから税率改正して、埼玉県の一方式に持っていくのでしょうかけれども、埼玉県の一と他の県、例えば群馬や栃木などとももちろん違うということですね。</p>
国保年金課長	<p>統一をするというのは国全体の方針ですが、統一の進め方のスピードにつきましては、都道府県別に差がございまして、埼玉県は比較的早い方とございまして、令和 9 年度の準統一は比較的早い方とございます。なお、大阪府は既に統一を済ませておるといふふうに聞いております。</p>
河野委員	<p>もう一つ。例えば、埼玉県は割合若い県だと思います。他の周りの県は、埼玉よりも少し平均年齢的には高い県になるので、一概に比較できないでしょうが、加須や県内の他の市町村が統一していくとなると、加須市はそれほど若い市ではないものですから、少しずつ統一に向けてやっていくのでしょうかけれども、やはり市町村によって統一に向けて少し時間がかかりそうところも出てくるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>県内他市の状況でございますが、近隣の市の担当課長と集まる機会がございまして、やはりこれは進めていかなくてはいけないだろうということで、そういった他市の担当課のお考えは聞いております。</p>
小林会長	<p>他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。他にないようでしたら、次に進みます。</p> <p>次回は答申をしていきたいと考えておりますが、答申案の内容につきましては、正副会長にご一任いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>(多くの委員から「はい」と言う声あり。)</p>
小林会長	<p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。</p> <p>では答申案を作成しまして、次回の会議を令和 5 年 1 月 16 日、月曜日に開催いたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に報告事項に移ります。</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	(1) 赤字削減・解消計画の進捗状況についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>資料の1ページは、計画の概要です。「埼玉県国保運営方針」では、赤字市町村は、6年間で段階的に赤字の削減や解消を図る「赤字削減・解消計画」を作成することとしております。本市も赤字であることから、対象となる平成28年度の赤字額、5億1,399万1千円を、令和5年度までに解消するための計画を、平成31年3月に埼玉県知事あてに提出しております。</p> <p>次に、2ページに令和4年8月に県知事あてに提出しました、令和3年度の計画の実施状況報告書をご用意いたしました。計画4年目の令和3年度は、1億6,825万6千円の赤字削減額でございまして、内訳については、1ページの「3 令和3年度の実施状況」のとおりでございます。</p> <p>税率改正に伴う国保税収納額の増額による効果で6,153万8千円、均等割増額の税率改正に伴う国県からの交付金の増額による効果が6,925万1千円、収納率向上による削減効果で3,438万7千円など、合計1億6,825万6千円でございます。</p>
小林会長	事務局より説明をいただきました。 これにつきまして、何かご意見、ご質問があるようでしたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
各委員	(多くの委員から「はい」と言う声あり。)
小林会長	それでは次に、報告事項(2)の令和4年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号、及び令和4年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計補正予算第2号の債務負担行為の設定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
国保年金課長	<p>報告資料2をご覧ください。</p> <p>「令和4年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)債務負担行為の設定」をご用意いたしました。地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、限度額などについては、下の表のとおりでございます。去る11月30日の令和4年第4回加須市議会定例会で議決いただいたものです。自治体の会計は、原則として、単年度会計主義ですので、年度が始める前に次の年度の契約をできないのですが、例外として議決をいただくことで可能となるものでございます。例えば、4月に契約手続を開始するのでは遅くなってしまい、市民サービスに影響があるものを議決事項としております。</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>まずは、特定健康診査受診券等封入用封筒印刷のほか 4 件、また、コンビニエンスストア収納代行委託及び公金収納日計処理委託、さらに、新たに、人間ドック・脳ドック利用助成も加え、合計 8 件の債務負担行為を設定したものでございます。去る 11 月 30 日の令和 4 年第 4 回加須市議会定例会で議決いただいたものです。本来であれば、第 1 回 国保運営協議会でご審議いただくべきものですが、順序が逆になり今回のご報告という形となってしまいました。何とぞ、ご了承賜りますようお願いいたします。</p>
健康医療推進課長	<p>続きまして、診療所特別会計の説明でございます。</p> <p>健康医療推進課長の高瀬と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>報告資料 2 の下のほうの表をご覧くださいませでしょうか。令和 4 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計補正予算第 2 号、債務負担行為の設定でございます。</p> <p>地方自治法の規定によりまして債務を負担することができる事項、限度額等につきましては、下の表のとおりとなっております。こちら先ほど説明のありました国保と同様に、去る 12 月議会でご議決いただいたものとなっております。</p> <p>その内容といたしましては、国保北川辺診療所の清掃等の委託でございまして、令和 5 年 4 月当初から令和 7 年度までの 3 年間で円滑に実施するため、債務負担行為を設定したものとなっております。</p> <p>どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
小林会長	<p>事務局より説明がありました。</p> <p>何かご意見、ご質疑があるようでしたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(多くの委員から「はい」と言う声あり。)</p>
小林会長	<p>では、質疑がないようですので、そのほか、事務局から何かありますでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>今後の予定でございますが、次回 1 月 16 日に答申案のご協議をいただきまして、その後合わせて、令和 5 年度の国民健康保険事業と北川辺診療所特別会計の当初予算並びに令和 4 年度の補正予算案等について、ご協議いただく予定でございます。</p>
健康医療部長	<p>健康医療部長の小野田でございます。</p> <p>ご審議いただきありがとうございます。最後に、協議事項に関して</p>

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
	<p>私からのお願いということで、課長から説明はあったのですが、今回の保険税の関係につきましては、令和3年度から4年度、一昨年度から昨年度にかけて、均等割を3,000円引き上げさせていただきました。</p> <p>県の標準税率に合わせていかなければいけないということで、単純にそれに合わせると毎年6,000円ぐらい引き上げなければならないということもあります。その辺は課長が言いました、いろいろな意味でのバランスをとらなければいけないということでございます。</p> <p>ただ、こういうご時世、コロナ禍、それから物価高もあり、また、市の一般会計の財政状況も勘案して今回提案させていただきました、均等割4,700円の改定ということでございます。最後の資料で、近隣の状況もお示ししまして、高い方でもなく低い方でもないということで、これに向かってお願いできればと考えております。議会からも、このご時世に、特に低所得者の負担が大きいというご意見もございしますが、加須市は、他の市も同様ですが、国のコロナ交付金等を活用しまして、生活支援ということで、低所得者、それから特に子育て世帯などの支援を均等に、公平に行っているという状況もございしますので、この辺も勘案して今回の改定をお願いしたいということで、最後にお話をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。</p>
小林会長	<p>それでは、委員の皆様には慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、本日予定しておりました議事が、すべて終了いたしました。最後に岡田副会長さんから、閉会のごあいさつをお願いします。</p>
岡田副会長	閉 会
<p>会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。</p> <p>令和 5 年 1 月 6 日</p> <p>加須市国民健康保険運営協議会会長 <u>小林 一彦</u></p> <p>加須市国民健康保険運営協議会委員 <u>平井 敏子</u></p> <p>加須市国民健康保険運営協議会委員 <u>宮下 克美</u></p>	